

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類・内容の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	推進番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所属(関係府庁)	
0 0 2 4 4 0	国有港湾施設(岸壁)の指定管理者制度導入のための規制緩和																		
0 0 2 4 4 0	行政が持つデータなども指定管理者制度の対象となるよう緩和するべきである。	地方自治法244条の2	第二百四十四條の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づき政令に特別の定めがあるものを除く(ほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。) 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四條の四において「指定管理者」といふ。)、に、当該公の施設の管理を行わせることができる。 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手段、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。 5 指定管理者の指定は、期間を定め行うものとする。 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定しようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。 8 普通地方公共団体は、通定と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」といふ。)、を当該指定管理者の収入として収受させることができる。 9 前項の場合における利用料金は、公益に必要であると認められる場合を除く(ほか、条例の定めるところより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。) 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でない認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。	指定管理者制度において管理を行わせることができるものは、地方自治法244条の2において、「公の施設」とされていることから、数値情報である基準点情報や、データとして保管される地理データなどは、指定管理者制度の対象であると考えられる。「公の施設」の定義(地方自治法244条)を踏まえ、行政が持つデータなども指定管理者制度の対象となるよう緩和するべきである。															
0 0 2 4 4 0	道路付属物駐車場に指定管理者制度における利用料金を導入可能とするべきである。	地方自治法244条の2	第二百四十四條の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づき政令に特別の定めがあるものを除く(ほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。) 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四條の四において「指定管理者」といふ。)、に、当該公の施設の管理を行わせることができる。 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手段、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。 5 指定管理者の指定は、期間を定め行うものとする。 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定しようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。 8 普通地方公共団体は、通定と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」といふ。)、を当該指定管理者の収入として収受させることができる。 9 前項の場合における利用料金は、公益に必要であると認められる場合を除く(ほか、条例の定めるところより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。) 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でない認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。	指定管理者制度において管理を行わせることができるものは、地方自治法244条の2において、「公の施設」とされていることから、数値情報である基準点情報や、データとして保管される地理データなどは、指定管理者制度の対象であると考えられる。「公の施設」の定義(地方自治法244条)を踏まえ、行政が持つデータなども指定管理者制度の対象となるよう緩和するべきである。															
0 0 2 4 4 0	道路付属物駐車場に指定管理者制度における利用料金を導入可能とするべきである。	地方自治法244条の2	第二百四十四條の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づき政令に特別の定めがあるものを除く(ほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。) 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四條の四において「指定管理者」といふ。)、に、当該公の施設の管理を行わせることができる。 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手段、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。 5 指定管理者の指定は、期間を定め行うものとする。 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定しようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。 8 普通地方公共団体は、通定と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」といふ。)、を当該指定管理者の収入として収受させることができる。 9 前項の場合における利用料金は、公益に必要であると認められる場合を除く(ほか、条例の定めるところより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。) 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でない認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。	指定管理者制度において管理を行わせることができるものは、地方自治法244条の2において、「公の施設」とされていることから、数値情報である基準点情報や、データとして保管される地理データなどは、指定管理者制度の対象であると考えられる。「公の施設」の定義(地方自治法244条)を踏まえ、行政が持つデータなども指定管理者制度の対象となるよう緩和するべきである。															
0 0 2 4 4 0	下水道受益者負担金の収納に関する規制の緩和	地方自治法243条 都市計画法75条 地方自治法施行令156条	都市計画事業に係る受益者負担金の徴収方法は、都市計画法75条により、市町村が負担させるものにあつては当該市町村が所管していることとされている。 地方自治法243条においては、法律又はこれに基づき政令に特別の定めがある場合を除く(ほか、公の施設若しくは収納または支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行わせるはならないとされており、コンビニエンスストア等の私人に対し、下水道事業受益者負担金の収納業務を委託することが出来る。	下水道事業受益者負担金の収納については、私人へ収納業務が認められていないため、コンビニエンスストア等による収納が難しい状況にあります。															
0 0 2 4 4 0	私人へ公委託が可能な範囲の拡大	地方自治法243条	第二百四十三條 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づき政令に特別の定めがある場合を除く(ほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。) 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四條の四において「指定管理者」といふ。)、に、当該公の施設の管理を行わせることができる。 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手段、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。 5 指定管理者の指定は、期間を定め行うものとする。 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定しようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。 8 普通地方公共団体は、通定と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」といふ。)、を当該指定管理者の収入として収受させることができる。 9 前項の場合における利用料金は、公益に必要であると認められる場合を除く(ほか、条例の定めるところより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。) 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でない認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。	下水道事業受益者負担金の収納については、私人へ委託は出来ないとされており、また、都市計画法には私人への委託に当たるとから、下水道事業受益者負担金について、現在、市町等と同様に、コンビニエンスストア等による収納が難しい状況にあります。															
0 0 2 4 4 0	商業・法人登記手続の行政書士への開放	行政書士法第1条の2	第一条の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知識による電磁的方法により作成された電磁的記録を含む。以下この条及び次条において「電磁的記録」といふ。))を作成する場合における当該電磁的記録を含む、以下この条及び次条において「書類」といふ。)、その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく(図面図説を含む。))を作成することを業とする。 2 行政書士は、前項の書類の作成があつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。	行政書士が商業・法人登記申請書の作成・提出を行えるよう、行政書士法を改正すべきである。															
0 0 2 4 4 0	行政書士への商業登記の開放	行政書士法第1条の2	第一条の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知識による電磁的方法により作成された電磁的記録を含む。以下この条及び次条において「電磁的記録」といふ。))を作成する場合における当該電磁的記録を含む、以下この条及び次条において「書類」といふ。)、その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく(図面図説を含む。))を作成することを業とする。 2 行政書士は、前項の書類の作成があつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。	行政書士に対して司法書士が独占している商業登記を開放するべきである。															
0 0 2 4 4 0	商業・法人登記業務の行政書士への開放	行政書士法第1条の2	第一条の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知識による電磁的方法により作成された電磁的記録を含む。以下この条及び次条において「電磁的記録」といふ。))を作成する場合における当該電磁的記録を含む、以下この条及び次条において「書類」といふ。)、その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく(図面図説を含む。))を作成することを業とする。 2 行政書士は、前項の書類の作成があつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。	行政書士業務に関連して行う商業・法人登記業務を、行政書士が行うことを認める。															
0 0 2 4 4 0	商業・法人登記業務の行政書士への開放	行政書士法第1条の2	第一条の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知識による電磁的方法により作成された電磁的記録を含む。以下この条及び次条において「電磁的記録」といふ。))を作成する場合における当該電磁的記録を含む、以下この条及び次条において「書類」といふ。)、その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく(図面図説を含む。))を作成することを業とする。 2 行政書士は、前項の書類の作成があつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。	行政書士業務に関連して行う商業・法人登記業務を、行政書士が行うことを認める。															

規制の特例措置に係る拡充提案・関連提案

管理コード	規制の特例措置の番号・名称	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案の別	提案内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	提案事項管理番号	提案主体名	特区の名称	特区との関係	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
0430010	920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	-	-	2 関連提案	給食の外部搬入について、給食の調理・搬入委託先として学校給食センターを活用する場合において、保育所入園児童の給食の献立・栄養分量・食育等の管理・指導に学校の栄養教諭が携われるようにする。	保育所の給食の献立作成や園児に提供する栄養分量の管理、食育等の実施にあっては、専門的知識を有する栄養士を配置するのが効率的かつ効果的である。保育所給食の調理・搬入委託先として学校給食センターを活用する場合に、栄養士の資格を有し、学校給食の献立や栄養分量の管理等を行う栄養教諭を保育所の給食業務に活用したいと考えているが、栄養教諭は学校給食法等により学校の教育職員として位置づけられ、市町村立学校職員給与負担法により都道府県が給与費を負担しているため、栄養教諭が保育所の給食業務に携わることが困難な状況にある。栄養教諭が保育所の給食業務に携わることが出来れば、保育所独自で栄養士を確保する必要がなくなり人件費の削減につながるばかりでなく、幼児期からの一貫した食に関する管理と食育の実践により児童の正しい食習慣の定着に資すると考える。	E	-	提案された施策を行うことに特段の規制はない。						2006010	大野町	心豊かな給食特区	1 認定自治体	21 岐阜県	総務省 文部科学省 厚生労働省